

2025年12月25日

株主各位

東京都中央区築地五丁目4番18号
扶桑電通株式会社
代表取締役社長 有富英治

譲渡制限付株式報酬制度による自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2025年12月18日開催の当社取締役会決議により、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	普通株式 13,700 株
2. 処分株式の割当方法	第三者割当の方法による。
3. 処分株式の給付金額	処分株式1株につき 金1,798円
4. 納付金額の総額	24,632,600円
5. 現物出資財産の内容及び価額	2025年12月18日開催の当社取締役会決議に基づき、下記6. 記載の当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および役付執行役員（2025年9月30日現在、役付執行役員であった者で取締役を兼務する役付執行役員を除く。）に支給される当社に対する金銭報酬債権合計金24,632,600円（処分株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金1,798円）を出資の目的とする。
6. 処分先	当社の取締役(1) 4名 9,300株 1 監査等委員である取締役および社外取締役を除く。 当社の役付執行役員(2) 2名 4,400株 2 2025年9月30日現在、役付執行役員であった者で取締役を兼務する役付執行役員を除く。
7. 処分株式と引換えにする財産の納付期日	2026年1月14日

以上